

表1 減額の対象となる改修と減額内容

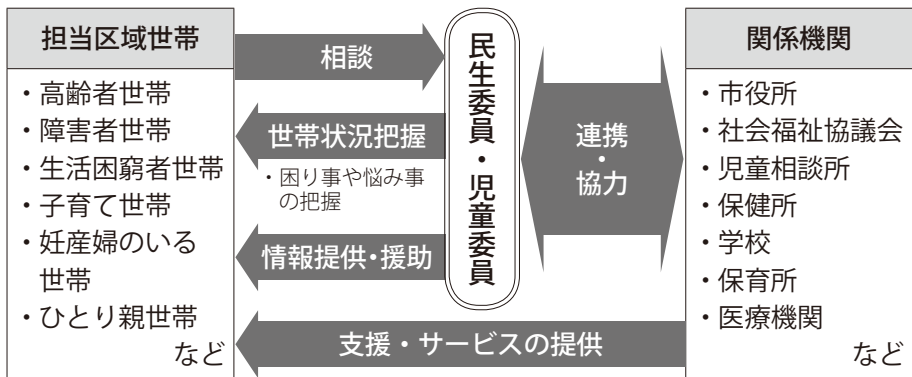
	耐震改修	バリアフリー改修	省エネ改修
工事の要件	建築基準法の耐震基準に適合する工事費用が50万円を超える改修工事	補助金などの額を除いた自己負担額が50万円を超える、浴室改良や段差解消、手すり設置などのバリアフリー改修工事	補助金などの額を除いた自己負担額が60万円を超える、二重サッシ・複層ガラス化などの居室*の窓の改修工事（ただし、併せて実施する床・天井・壁の断熱改修など、省エネ基準に適合する熱損失防止改修工事なども自己負担額に含めることが可能）
対象となる住宅	昭和57年1月1日以前に建築された住宅（ただし、長期優良住宅の認定を受けている場合は、改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下）	建築された日から10年以上経過し（ただし、改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下）、65歳以上か障害のある人、介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている人が住んでいる住宅	平成26年4月1日以前に建築された住宅（ただし、改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下）
減額内容	床面積120平方メートル分を限度に 固定資産税の2分の1が減額 （長期優良住宅の認定を受けている場合は3分の2）	床面積100平方メートル分を限度に 固定資産税の3分の1が減額	床面積120平方メートル分を限度に 固定資産税の3分の1が減額 （長期優良住宅の認定を受けている場合は3分の2）
減額期間	工事完了の翌年度		

*居室とは、居間、食事室、居間兼食事室、食事室兼調理室、居間兼食事室兼調理室、寝室、応接室、書斎その他これに類するもの

表2 減免の対象資産

対象資産	概要
災害で滅失などした固定資産	震災、風水害、火災、落雷などにより甚大な被害を受けた場合、規定の割合に応じ、減免の対象となる
貧困により公私の扶助を受ける人の所有する固定資産	生活保護法による扶助を受けている、またはこれに準じた人が所有する固定資産が減免の対象となる
公共または公益のために利用されている固定資産	公共または公益のために利用されている固定資産について、減免の対象となる

図 民生委員・児童委員の「つなげる役割」



どんなことでも 気軽に相談してください

北海道民生委員
児童委員連盟帯広支部
支部長 樋渡 康さん



私は平成6年に委嘱を受けてから約28年間、民生委員・児童委員として活動しています。

民生委員・児童委員の役割は、地域の困り事を抱えている人の相談に応じることや一人暮らしの高齢者の見守りのほか、行政などの目が届かないような、地域の声なき声を拾うことにあると考えています。

何か困り事のある人や身近に日常生活に心配のある人がいましたら、地域の民生委員・児童委員にご相談ください。きっと力になります。

お住まいの地域の民生委員・児童委員が分からない場合や、詳しい活動内容が知りたい場合は、地域福祉課へ問い合わせください。

民生委員の役割

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。児童委員も兼ねており、地域住民からのさまざまな相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、関係機関へ「つなげる役割」を担っています。（左上図）

こんなときには民生委員・児童委員に相談してください

- 生活上の困り事や悩み事など、相談に応じます。民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容が他の人に伝わることは絶対ありません。
- 介護のことで困っている
- 失業し、生活費に困っている
- 育児のことで悩んでいる
- 地域に困っている人がいる

民生委員・児童委員の活動内容の一部を紹介します！



資質向上のための研修会



単身高齢者世帯などの訪問



サロン活動の運営



住宅改修などで 税金が減額

固定資産税の減額・減免制度

固定資産税は、要件を満たす住宅改修で減額になるほか、特別な事情があると減免になります。

問い合わせ 資産税課（市庁舎2階、☎65・4123）

税金が減額

住宅を耐震改修やバリアフリー改修、省エネ改修した場合、要件を満たすと建物にかかる固定資産税が減額になります（表1）。なお、都市計画税は対象になりません。

申請は工事終了後3カ月以内に

減額の申請は原則、工事終了後3カ月以内にしてください。

バリアフリー改修と省エネ改修は併用して減額を受けることができますが、耐震改修は他の改修と併用して減額を受けることができません。

特別な事情があると

税金が減免

表2のいずれかの条件に該当する土地や建物および償却資産は、

マイナンバーの記載について

固定資産税の減額・減免の申請書には、マイナンバーの記載が必要です。申請時には、マイナンバーの確認と本人確認ができる書類を提示してください。（法人番号を記載した場合は本人確認不要）

申請することで固定資産税・都市計画税が減免になる場合があります。納期限を過ぎたもの、すでに納付されたものは、原則減免できません。なお、減免の条件に該当しなくなった資産は、減免事由消滅の申告が必要になります。減免になる要件や手続きなど、詳細は問い合わせください。

民生委員・児童委員は 地域の身近な相談相手です

5月12日(木)は民生委員・児童委員の日

帯広市では、約300人の民生委員・児童委員が活動しています。どこに相談すればいいかわからない困り事など、気軽に相談してください。

問い合わせ 地域福祉課（市庁舎3階、☎65・4146）